



2014年12月19日

各 位

会社名 富士製薬工業株式会社  
代表者名 代表取締役 今井 博文  
(コード番号:4554 東証第一部)  
問合せ先 取締役 管理部長 宇佐見卓也  
電話番号 03-3556-3344(代表)

## 執行役員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成26年12月19日開催の取締役会において決議いたしました執行役員制度導入に伴い、執行役員に対する株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 導入の目的

執行役員の当社の業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務執行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的に、執行役員を対象とする株式報酬制度を導入することといたしました。

なお、執行役員制度の詳細につきましては、平成26年12月19日付「執行役員制度の導入及び役員人事に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 2. 本制度の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた執行役員株式交付規程に基づき、一定の要件を満たした執行役員に対し当社株式を給付する仕組みです。

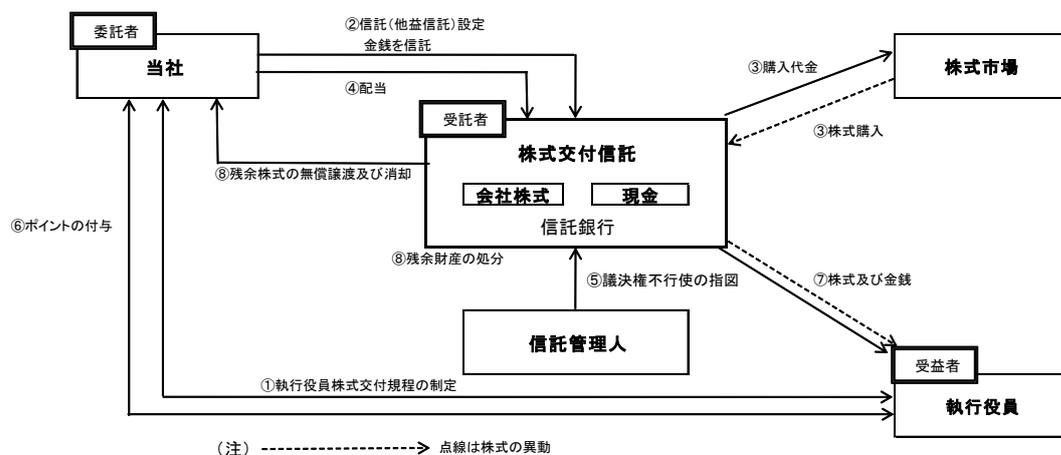
当社は、執行役員に対しポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式及び金銭を交付します。執行役員に対し交付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものといたします。

なお、当該信託は、本日開催の第50回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において決議された取締役に対する株式報酬制度により設定される信託(以下「本信託」といいます。)において、取締役に対する株式報酬分と執行役員に対する株式報酬分を合わせて管理する予定です。取締役に対する株式報酬制度の詳細については、平成26年11月20日付「取締役に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。

本信託における執行役員への報酬に相当する株式の取得資金を含めた信託設定金額等の詳細につきましては決定次第お知らせいたします。

なお、本件は、本株主総会で決議された、取締役に対する報酬として当社が拠出する金員の上限額を変更するものではありません。

＜本制度の仕組み＞



- ① 当社は、取締役会の決議を得て、「執行役員株式交付規程」を制定します。
- ② 当社は、「執行役員株式交付規程」の対象となる執行役員を受益者とする「金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)」(以下「本信託」といいます。)を設定し、当社株式の取得に要する金銭を信託します。
- ③ 本信託の受託者は、信託された金銭を原資として、執行役員に将来交付する当社株式を株式市場等から取得します。
- ④ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 当社は、執行役員に対し、信託期間中「執行役員株式交付規程」に基づき、将来交付する当社株式を計算するための「ポイント」を付与します。
- ⑦ 「執行役員株式交付規程」に定められた要件を充足した執行役員について、所定の受益者確定手続を行ったうえ、受託者はその執行役員に当社株式を交付します。なお、信託契約の定めに従い、当社株式の一部については、信託内で換価して金銭で交付します。
- ⑧ 信託期間の満了時に、受益者に分配された後、信託財産内に当社株式又は金銭が残存している場合の処理は、以下のとおりとします。
  - (i) 「執行役員株式交付規程」の定めに従い、本制度と同一目的の新たな信託を設定した場合は、当該会社株式等に移転させる
  - (ii) 上記(i)の処理後、更に本信託に当社株式が残存する場合は、当社株式を当社はこれを無償で取得したうえで、取締役会の決議によりその消却を行う
  - (iii) 上記(i)の処理後、更に本信託に金銭が残存する場合には、当社、受託者及び信託管理人が協議し定めた特定公営増進法人に寄附する

以上